新しい積算方式

ユニットプライス型積算方式

目次

- 1.公共工事の予定価格制度について
- 2. 現行の積み上げ積算方式の仕組みと課題
- 3. ユニットプライス型積算方式導入の背景
- 4. ユニットプライス型積算方式とは?
- 5. ユニットプライス型積算方式における契約
- 6.ユニットプライス型積算方式への転換による効果
- 7. 適切なユニットプライスの設定
- 8. ユニットプライス型積算方式の試行について

1.公共工事の予定価格制度について

予定価格は、会計法令により定められたルールにより作成、決定するもので、現行と同様でありユニットプライス型積算方式になっても変わらない

工事の契約金額を決定する手続きに関する法令等

会計法(抜粋)

(契約の相手方)

第29条の6 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、**契約の目的に応じ予定価格の制限内で最高又**は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

予算決算及び会計令(抜粋)

(予定価格の作成)

() 大三四日27 (1784) 第79条 契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格(中略)を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載 し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

、第80条 予定価格は、競争入札に付する事項の**価格の総額**について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、 売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、**取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長 短等を考慮して適正に定めなければならない**。

【予定価格】

·労働力や資材、機材の調達から施工までの標準的なプロセスを想定し、適正かつ合理的な価格として算出した契約予定金額 【契約金額】

入札参加者個々の技術力や企業努力等が反映された競争の結果として決定

【予定価格の上限拘束性】

·競争入札により予定価格の制限内での最低価格で入札した者を契約相手とし、その価格を契約金額とすることと定められているため、予定価格が**契約金額の上限**

・予定価格が契約金額の上限を拘束しているため、不当に高額な価格で工事が契約されることを防止

【ポイント】

現行の予定価格制度を正しく理解

- ・予定価格を作成する理由
- 予定価格の決定方法等

ユニットプライス型積算方式を導入しても予定価格制度は変わらない。

- ・公共事業の入札契約手続きは、国であれば会計法や予算決算及び会計令に 規定 され、地方自治体であれば地方自治法により規定され、その法令の下で入契約が行われている。
- ·会計法29条の6には、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約 の相手方とする旨が記載されている。
- ·予決令第80条には、予定価格は価格の総額について定めること、取引の実例価格、 需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めることが 規定されている。
- · つまり、予定価格とは、適正かつ合理的な標準的な価格として設定する契約予定金額 の上限値ということになる。
- ·一方、契約金額は、入札参加者の個々の技術力や企業努力等が反映された競争の 結果として決定されることになる。
- ・なお、ユニットプライス型積算方式を導入しても、現行の予定価格制度の下で、運用される。

2. 現行の積み上げ積算方式の仕組みと課題 a. 現行の積み上げ積算の仕組み(設計単価等の決定方法) 現行積算は膨大な単価調査等の作業を必要としている。 現行の積み上げ積算方式は詳細な作業や個々の機械 工事区分・工種・種別・細別 単位 の運転に関する歩掛に、機械損料・資材単価・労務単価 舗装 を乗じて単価表を作成し、これらの単価表を積上げるも -ファルト舗装 普通作 のである。 粗粒度AS 再生t=100 mî 1,765 運転手燃料費 表層 密粒度AS 再生t=50 m² 被抵損
諸維費
諸維要 単価表を構成する歩掛・機械損料・資材単価・労務単価 は膨大な調査を基に決定される。 歩掛調査 機械損料調査 労務費調査 資材調査 平均値 平均值 30 80 60 20 40 10 20 ~2.5人 4.5人~ 0 0 0 ~6 ~7 ~8 ~9 ~10 ~11 ~12 12~ ~8 ~9 ~10 ~11 ~12 ~13 ~14 14~ (単位:千円) (単位:千円)

・年1回調査を基本とするが、急激な単価

変動が生じた場合は年2回の調査を実

•平成18年度調査有効標本数123,815人

·調査対象:51職種(都道府県別)

・建設機械損料調査として、所有

•調査対象:400分類(4000機種)

調査

する建設機械等の取得費用、稼

働実績、処分実績等を2年に1回

・使用頻度が高く、価格変動が多い資

材は毎月調査。使用頻度が低く、価 格変動の少ない資材は年数回調査。

2

·調査対象資材:約6~7万規格

【ポイント】

○現行積算の課題の理解

・モニタリング調査を毎年実施

歩掛を適宜改訂

調査対象: 20~25工種

・調査対象:116工種・モニタリング調査のうち、施工合理化

調査を毎年実施し、施工実態を踏まえ

【解説】

・工事目的物を構成する各作業毎に単価表を作成し、積上げることにより予定価格を算出している。

施

- ・単価表を構成する歩掛、機械損料、資材単価、労務単価は、其々膨大な調査を 行って、標準的な値として平均値や最頻値を求めている。
- ・通常の舗装工事では、一つの工事について150枚程度の単価表を積上げる作業が必要になる。

2.現行の積み上げ積算方式の仕組みと課題

b. 現行の積み上げ積算における課題(外部から寄せられる意見)

価格の根拠が不明確

下請企業と資機材供給者及び労働者との取引を聞き取り等により労務単価、材料単価を調査

民間活力が導入しにくい

●発注者が施工のプロセスを想定して作成した積算参考図書を示すため、受注者は創意工夫の意欲が低下

契約上の協議が難航

- ●単価合意をしないため、施工量が増減した場合等の契約変更額が不明確
- 発注者が必要と考える事項について条件明示するため、明示のない条件が変わった場合に変更協議が 難航

工事目的物の価格が不明確

● 直接工事費と間接工事費が別々となっているため、工事目的物と価格との関係が不明確

積算業務に労力がかかる

●積算業務や労務単価等の調査に労力・時間がかかる

下請業者への不当なしわ寄せ

●総価契約のみで下請契約の指標となる単価が不透明なため、下請業者への不当なしわ寄せが懸念される

3

【ポイント】

現行積算の課題の理解

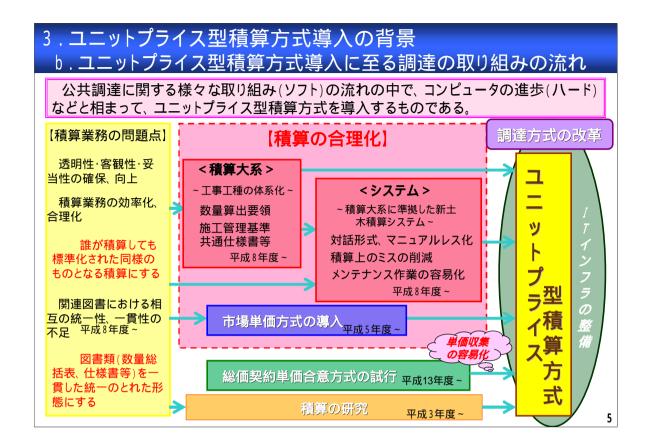
- ・主な課題として ~ がある。
- ・ については、発注者が契約の当事者でない下請と資機材供給者の間の取引 を聞き 取り等により調査しているため、実勢をとらえていないとの外部の不信感がある。
- ・ については、発注者は積算に当たり想定した施工のプロセスを参考として示しているが、受発注者としては、その通りに施工することが無難であるため、新技術の採用等、 受注者の創意工夫が働き難い。
- ・ については、総価で契約しており単価を合意していないので、施工量が増減した場合 に発注者と受注者の想定する金額が異なる場合がある。また、当初契約で明示されて いない条件が変更となった場合の協議が難航するなど、受発注者間のトラブルが少な 〈ない。
- ・ については、現行の積算体系では、直接工事費と間接工事費が別々となっているため、工事目的物と価格の関係が不明確であり、出来高に対する支払金額がすぐには算出できない。
- ・ については、細かな施工条件を組合せて積算する必要があり、非常に多くの労力を 要している。また、労務単価等の調査に労力や時間を要している。
- ・ については、工事請負契約は総価でのみ契約を行うため、各工種毎の単価が不透明である。このため、元下契約において、下請業者へ不当なしわ寄せが懸念されている。

3.ユニットプライス型積算方式導入の背景 a.調達の改革の中でのユニットプライス型積算方式の位置付け 公共調達の改革 良質な社会資本を適正な価格で整備するために、発注者と受注者がそれぞれの責務を十分 に果たすことのできる仕組みを構築しようとするもの 公共調達改革 発注者 発注者 技術・品質・価格等を 技術の評価、監督・検 細かく規定 技術力を適切に評価 査を重視 民間の能力を最大限に引き出す 発注者が責任を持って品質確保に取り組む 受注者 受注者 技術・品質・価格等の 規定どおりに施工 ノウハウを活用 積算 (価格決定プロセス等の説明性が向上) ユニットプライス型積算方式 入札·契約 監督 · 検査 (民間技術力等を活用する (適正な品質を確保する監督・検査の実施) 多様な入札・契約方式の導入) 品質管理の重点化等 技術提案、総合評価落札方式等

【ポイント】

ユニットプライスの導入の背景としての位置付けの理解

- ・公共工事に携わる者には、「良質な社会資本を適正なコストで整備すること」が求められており、この実現のためには、受・発注者の協力と其々の立場における責任を果たすことが重要であると考えている。
- ・残念ながら、現在の社会の風潮は、「価格の安さ」だけに視点が行きがちであるが、 前提として「工事目的物の機能・品質が確保されていること」が絶対条件である。
- ・このため、発注者としての責任を果たすため、工事の規模、内容に応じ適切な業者を 選定すること、工事目的物の機能・品質が確保されているかを確認することが重要と 考えている。
- ·一方、受注者には建設業界の各社が、競ってコスト管理の徹底、品質の向上、施工 の合理化等を進めることが求められる。
- ・ユニットプライス型積算方式の導入も、これらの一環として、民間の能力を最大限に引き出すため受注者に対して、契約の際の条件明示の徹底や積算に当たって想定した工法を示さないなど、システムとして創意工夫、技術力の発揮を促すものであると考えている。
- ・また、近年、従来にも増して、事業を進めるにあたり、国民の理解を得ながら行う必要があり、その点でも、ユニットプライス型積算方式の導入により、積算の説明責任を果たすことに寄与するものと考えている。



ユニットプライス型積算方式が導入に至る調達に関する取り組みを理解

- ・積算業務における従来の問題点から、同じような工事であれば、誰が積算しても標準的な体系となり、同じ金額が算出されることを目指し、積算の研究と並行して、工事工種の体系化とシステムの対話形式化等を進めてきた。
- ・これにより、 積算体系の標準化が図られ、実績データの収集の基礎が整備されたところである。
- ・また、ユニットプライス型積算方式における必須項目である総価契約単価合意方式の 試行やコンピューターの能力向上、ITインフラの整備等が相まって、合意単価を全国的 に収集・分析するシステムが可能となり、ここにきてユニットプライス型積算方式の導入 が可能な環境が整った。

3.ユニットプライス型積算方式導入の背景

c. 海外の積算方式 各国の概要

海外ではユニットプライス型積算方式が一般的

	日	本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
	(国土交通省:土木)				(ニーダ・サ クセン・ウェス	(設備·住宅·運輸省	
	現行の積み上げ 積算方式	ユニットプライス型 積算方式	(カリフォルニア州 交通局)	(道路庁)	トファーレン州道路局) (パイエルン州道路局) (高速道路公団)	エソンヌ県設備局) (セーヌ・サン・ドニ県議 会水道局)	
契約方式	総価契約	総価契約単価合意	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	
積算方式	積み上げ方式	施工単価方式 積算に過去の契約 データを活用	施工単価方式 積算に過去の入札 データを活用	施工単価方式 積算に過去の入札 データを活用	施工単価方式 積算に過去の入札 データを活用	施工単価方式 積算に過去の入札 データを活用	
間接工事費	直接工事費等に対する率計算で別途計上 共通仮設費の一部 は積み上げで別途計 上	単価に間接工事費の一部が含まれる 共通仮設費の一部 は、直接工事費(コニット)に対する率計 算で別途計上、及び、 積み上げで別途計上	単価に間接工事費が含まれる 乗り込み費・撤去費 等は別途計上	単価に間接工事費 が含まれる 準備工事費等は別 途計上	単価に間接工事費が含まれる 数量で把握できるものは、日本で共通仮設費、現場管理費相当のものも、数量× 単価で契約	単価に間接工事費が 合まれる 数量で把握できるも のは、日本で共通仮 設費、現場管理費相 当のものも、数量×単 価で契約	
一般管理 費等	工事原価に対する率 この項目では元請分 のみ 下請分は間接工事 費(現場管理費)に含 まれる	試行段階は、工事原 個に対する率 この項目では元請分 のみ 下請分は直接工事 費ユニット内在する 間接工事費(現場管 理費)に含まれる	各工種の施工単価 に含まれる	各工種の施工単価 に含まれる	各工種の施工単価 に含まれる	各工種の施工単価に 含まれる	

日本版ユニットプライス型積算方式の特徴は、予定価格の下での総価契約が前提となることを考慮し、ユニットプライスの設定に際しては、<mark>総価(落札率)で一定幅の標準的なデータを抽出</mark>し、個別の特異な要因によると考えられる外れ値を棄却し、必要に応じユニットの条件区分の見直しを図る等、きめ細やかな分析を経てユニットプライスを設定する。

【ポイント】

諸外国では、ユニットプライス型積算方式が一般的である。 諸外国の制度を参考にしつつ、日本の公共調達の環境に適合した制度の導入

【解説】

- ・日本にとっては、新しい積算方式であるが、海外ではユニットプライス型積算方式が 一般的であり、今回の導入により世界標準に近づくものである。
- ・海外が単価契約としているのに対し、日本では、会計法において、雑役務以外については、単価契約が認められていないため、総価で契約した後に単価協議・合意を行う、 総価契約単価合意方式をとっている。
- ・積算に関しては、日本は海外と比較して、法制度等では、「予定価格の上限拘束性」 が存在すること、契約方式が海外が単価契約であるのに対して、「総価契約」である ことが大きな特徴となっている。
- ・このため、上限拘束性の下で、偏りのあるデータから標準的な単価を算出するために 統計的手法で標準的なデータを抽出することとしたり、契約方式では、総価契約の内 訳として工種毎の単価について合意する方式を採用したり、ユニットの適用条件や含 まれる費用の内訳を明文化した「ユニットプライス規定集」を新たに設け、これを契約 事項とする仕組みを導入する等、海外と同じ制度をそのまま持ち込む訳では無く、日 本の法制度や社会的条件に適応した制度設計を行うものである。

6

3.ユニットプライス型積算方式導入の背景

c. 海外の積算方式 詳細事例(ボックスカルバートの場合



単価の内容は標準仕様書に掲載されて いる。ボックスカルバートの場合、設置に 必要な費用(設置、床掘り、埋戻しなどの 土工、鉄筋など)が全て、コンクリートのm3 当たりの単価に含まれる。

積算のプロセス(カルトランスの例)

過去の入札単価と数量(データベース)					カル (単位:US\$)	・トランス: アメリカカリフォルニア州交通
単価コード	単価項目	単位	地区	数量	単価	カルトランスのデータベースは、
			8	53.5	420	
510104	ホ'ックスカルハ'ート	m3	11	84.8	590	
			3	100.0	450	約7年の過去のデータが収録
			11	250.0	540	
			11	300.0	540	
			11	300.0	500	
			4	610.0	700	
			3	724.6	350	250m3 ~ 300m3Ø

求めたい単価 単価コード 単価項目 単位 地区 数量 単価 510104 ホックスカルハ'-ト m3

250m3 ~ 300m30 中間値として 520US\$とする。

日米間の条件設定項目数の比較

積	算項目	項目数	条件数		
カルトランス	ボックスカルバート	1	2		
	函渠工	1	8		
	鉄筋工	1	10		
日本	土工	2	22		
	計	4	30		

・カルトランスのユニットの条件設定項目 数、条件の種類は、日本の条件設定 項目数に比べて少ない

【カルトランス】 単価を選択する際の リートの強度」、「数量」 の2条件

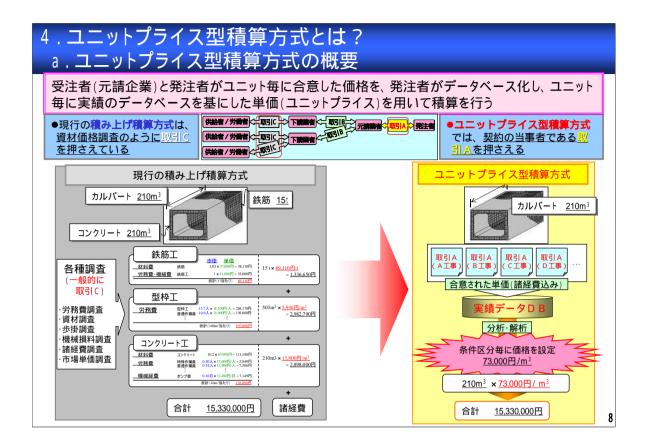
【日本】 函渠の条件の種類は、材料 条件の種類は、「コンク 規格や足場工など、鉄筋の条 件の種類は、材料規格や時間 制約など、土工の条件の種類 は、土質区分や施工機械など で、合計30条件

【ポイント】

カリフォルニア州交通局(カルトランス)の手法を理解

現行の積み上げ積算方式における条件設定項目がカルトランスに比べ、多いことを 理解

- ・カルトランスでは、11地区の280m3のボックスカルバートについて積算する場合、過 去の入札単価から11地区の280m3程度のデータの中間値として単価を設定してい る。
- ・カルトランスでは、管渠の場合、プライスを決定する条件としては、コンクリート強度と 数量の2条件しかないが、日本における現行の積み上げ積算方式では、約30条 件となっており、非常に緻密な積算となっている。



現行の積み上げ積算方式との違いを理解

- ・工事目的物毎の単価の決定方法
- ・それぞれの方式による、価格の算定方法

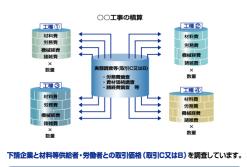
- ・現行の積み上げ積算方式では、下請企業と資機材供給者等の間の取引(取引B・取引C)を調査して、資材単価、労務単価等を決定している。
- ・また、鉄筋・型枠・コンクリートといった作業毎に、労務・材料・機械経費を積み上げて、 - 最後に諸経費を合算して工事価格を算出している。
- ・一方、ユニットプライス型積算方式では、契約の当事者である発注者と元請業者の間の取引(取引A)である合意単価を蓄積・分析し、ユニットプライスを決定することになる。
- ·なお、工事価格は、実績データから求めたユニットプライスに数量(体積、面積、延長等)を乗じることにより算出することになる。

4. ユニットプライス型積算方式とは?

a. ユニットプライス型積算方式の概要②

現行の積み上げ積算方式

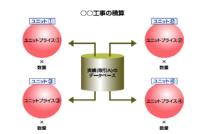
これまでの積算方式は、各工事の各工種毎に、施工プロセスを想定し、必要な材料費・労務費などを一つずつ積み上げています。



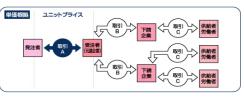


ユニットプライス型積算方式

新しい積算方式は、受注者(元請企業)と発注者が総価で契約した後、ユニット毎に合意した価格を、発注者がデータベース化していき、ユニット毎に実績のデータベースの単価(ユニットプライス)を用いて積算します。



発注者と受注者 (元請企業) との取引価格 (取引A) を蓄積・分析します。



9

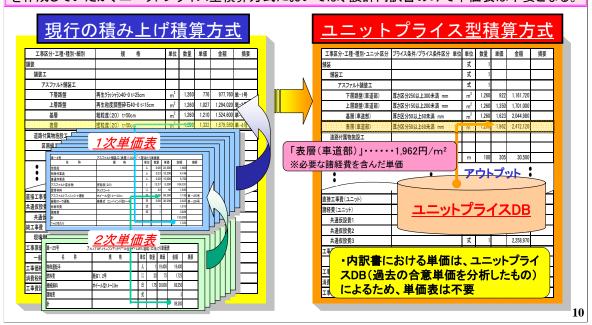
【ポイント】

- ○ひとつの工事における工事構成のイメージを理解
 - ・工事は、いくつかの工種(工事目的物)によって構成されている。
 - 其々の工種毎に、工事目的物毎の価格を算定し、合算する。

- ・単一の工種(工事目的物)で構成される工事もあるが、一般的な工事はいくつかの工種(工事目的物)で構成される。
- ・この様な場合、現行の積み上げ積算方式では各工種毎に機労材を積上げていたが、 ユニットプライス型積算方式では、契約後、各工種のユニット毎に合意した単価を データベースに蓄積し、何らかの理由があって単価が著しく高いデータや低いデータ 等の特異値を排除するなど、適切なデータの分析により各工種毎のユニットプライス を設定し、工事価格の算定に用いることになる。

4. ユニットプライス型積算方式とは? b. 設計内訳書イメージについて

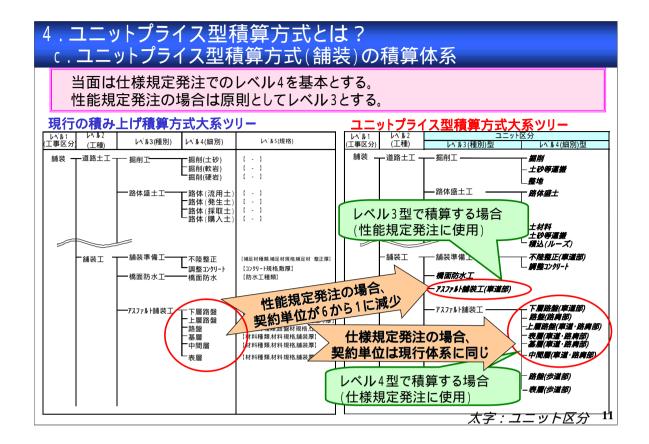
現行の積み上げ積算方式では、設計内訳書の下に1次単価表、2次単価表など膨大な枚数の単価表を作成していたが、ユニットプライス型積算方式においては、設計内訳書のみで単価表は不要となる。



【ポイント】

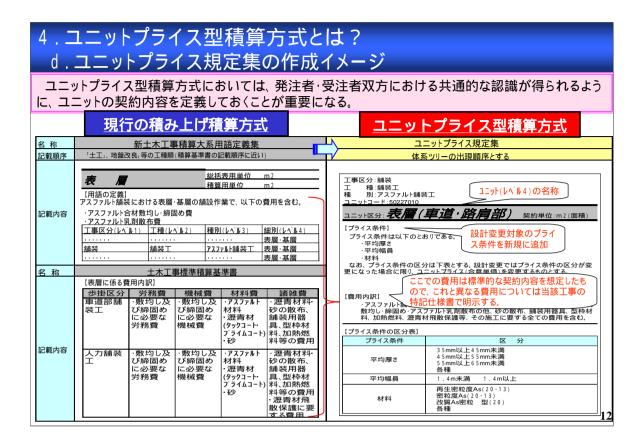
○両積算方式の設計書の比較により、積算が簡素化されることを理解

- ・現行の積み上げ積算方式では、下位の単価表から積み上げていく必要があり、 設計内訳書に、下位の単価表がぶら下がる形となっている。
- ・舗装では通常の工事で150枚程度の単価表を作成することが必要になる
- ・一方、ユニットプライス型積算方式では、データベースから当該設計書のプライス 条件に見合ったユニットプライスを選定するだけであり、単価表を作成する必要 がなくなる。



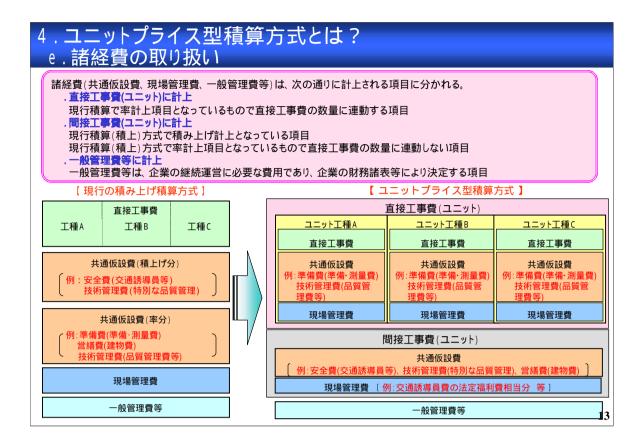
ユニットプライス型積算方式の導入による、積算体系の変化を理解 レベル4型ユニットとレベル3型ユニットの使用方法の違いを理解

- ・体系自体には、大きな変更はないが、従来のレベル4の下にあったレベル5(規格)の 一部が「プライス条件」となる。
- ・受注者は、従来からの仕様規定の発注においては、発注者が図面等で規定する各層厚のとおりに施工するため、各層毎のレベル4型のユニットプライスを用いて積算を行うこととなる。
- ・性能規定発注の場合には、レベル3型のユニットプライスを使用することになる。
- ・この場合、発注者から舗装構成等の仕様が示されないことから、受注者の技術力に 基づいて適切な舗装構成や施工方法を実施することが可能となる。



積算は、簡素化されるが、決して単純に大括り化しているのではないことを理解 規定集により、費用内訳や変更条件が従来より一層明確になることを理解

- ·現行の積み上げ積算方式では、各工種等について受発注者が共通の認識を持つた めに、工事工種の体系化を進めてきた。
- ·その一環として、新土木工事積算大系用語定義集を作成し、工種等の各用語の内容、 含まれる作業内容を記載してきた。
- ·また、公表されている土木工事標準積算基準書には、施工フロー、含まれる費用内 - 訳、使用機械等が記載されている。
- ・一方、ユニットプライス型積算方式では、ユニットプライス規定集を作成し、ユニットの名称、条件が異なったときに設計変更の対象となるプライス条件、当該ユニットに含まれる作業内容等の費用内訳を記載した。
- ・また、受発注者が当該ユニットについて共通の認識が得られるように、契約図書(特 記仕様書の別添として位置付ける。)の一つとして位置付けることとしている。
- ・ユニットプライス型積算方式では、ここでいうプライス条件の区分数の組合せ毎にユニットプライスが設定される。例えば、表層(車道・路肩部)では、各種扱いを除いて規格化された条件の組合せ数として、3×2×3=18のユニットプライスが設定される。



現行の積み上げ積算方式とユニットプライス型積算方式の諸経費の計上の仕方の違いを理解

- ・現行の積み上げ積算方式では、まず直接工事費の総額を算出し、それに共通仮設 費率を乗じて共通仮設費を算出し、それにより得られる純工事費(直接工事費 + 共通 仮設費)に現場管理費率を乗じて現場管理費を算出し、最後に工事原価(直接工事 費 + 共通仮設費 + 現場管理費)に一般管理費等率を乗じて一般管理費等を算出し て、これらを合算して工事価格を算出するようになっている。
- ・一方、ユニットプライス型積算方式では、工事目的物と価格の関係を明確にするため、現行では率計上されていた間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の内、施工数量に連動して増減するものについては、各直接工事費ユニットに包含することとしている。
- ・また、各直接工事費ユニットに共通して工事全体にかかる間接工事費や積上げをしていた項目(各工事ごとに異なるため、標準化できない項目)は、別途、間接工事費 ユニットとして個々に独立したユニットとして扱う。
- ·企業の継続運営に必要な経費等の一般管理費等は、一般管理費等ユニットとして扱う。

4.ユニットプライス型積算方式とは? f. ユニットプライス型積算方式におけるデータの流れ 契約後にユニット毎に合意した単価の実績をデータベース化し、プライスの分析、プライス条件の検討 等を行い、ユニット毎に次回以降の積算に用いる単価(ユニットプライス)を設定する。 事務所レベル(積算の実施、実績データの収集) 積算 単価合意 設計変更 完 設 契 積算用データDBに基づく ユニットプライス型積算 総価契約の内訳として 合意単価を基にした 成 計 約 変更金額の算定 ユニット毎に単価を合意 <u>変更後の合意単価(新規工種等)</u> 合意単価 次回以降の積算に使用 積算用ユニット 地方プロックレベル 実績データDB (実績データ等の蓄積) プライスDB データの分析 全国レベル ・データ分析 (データの分析等) ・条件区分の検証 等

【ポイント】

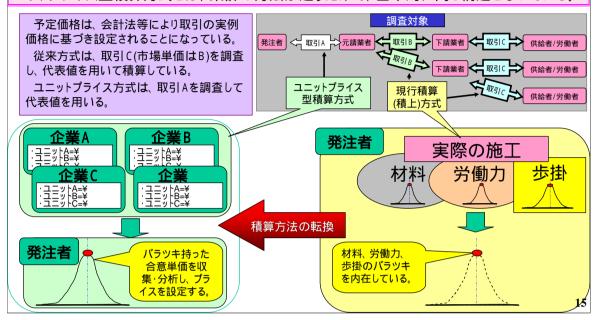
データの流れから、ユニットプライス型積算方式の全体像を理解

- ・データの流れとしては、総価契約単価合意方式により、総価で契約した後に、単価合意を行い、合意した単価を各事務所等で電算システムに入力することにより、自動的に各地方ブロックレベルのデータベースに蓄積する。
- ・さらに各地方ブロック毎に蓄積したデータを集約し全国のデータを統合した上で、特異値の排除、地域別プライスの設定、プライス条件の検討等の解析処理を行った上で、新しいユニットプライスを地方ブロックを通じて各事務所に配信し、次回の積算に使用していくことになる。
- ・設計変更後に合意した単価(新規工種等)についても同様の手続きにより、次回以降の積算に使用していくことになる。

4. ユニットプライス型積算方式とは?

g.現行の積み上げ積算方式とユニットプライス型積算方式の集計方法の違い

市場の取引実績をベースに予定価格を算出するという点で、現行積算(積上)方式とユニットプライス型積算方式とは、集計の方法が違うだけで、基本的に同じ構造となっている。

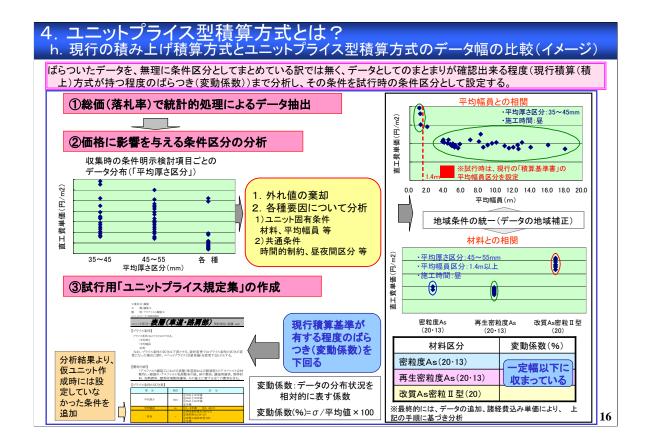


【視点】

現行の積み上げ積算方式とユニットプライス型積算方式とは、集計の方法が違うだけで、契約価格が次の予定価格作成の資料になる点では基本的には同じ構造であることを理解

【ポイント】

- ・現行の積み上げ積算方式(取引B・取引C)においてもユニットプライス型積算方式(取引A)においても、契約に基づいて施工された取引実績をベースに予定価格を算出するという点で、合計の求め方が違うだけで、契約価格が次の予定価格作成の資料になる点では基本的に同じ構造となっている。
- ・現行の積み上げ積算方式では、材料、労働力、歩掛の標準的な値を決定する段階で、平均値や最頻値を採用しており、それらにより算出される各工種の単価は、一つの値として扱っているが、材料、労働力、歩掛のバラツキを内在している。
- ·一方、ユニットプライス型積算方式では、合意単価を収集·分析してユニットプライスを 設定するため、バラツキが顕在化する。
- ・よって、バラツキの現れ方は異なるが、バラツキを持ったデータから予定価格を算出 する仕組みは、同様である。



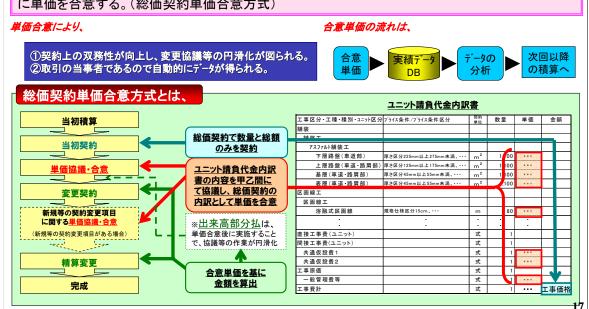
- ○ユニットプライス型積算方式は、単に大括り化しているのではないことを理解
- 〇ユニットプライス型積算方式は、現行の積み上げ積算方式に比べ、工種毎の単価設 定の際にデータが持つバラツキが小さくなるように抑えていることを理解

- プライス条件の設定に当たっては、左側が単価収集時のプライス条件の各条件区分毎で描いたデータの分布であるが、大まかな傾向は見られるものの、まとまりが明確ではなくバラツキが大きい。
- ・右側のグラフは、左のグラフの一つの条件区分のデータについて、さらにプライス条件を追加設定して分析したデータ分布であり、新たなプライス条件を設定することにより、データとしてまとまりを確認できるようになる。
- ・現行の積み上げ積算方式が有するバラツキを示す変動係数を下回るまで、このよう な作業を繰り返し、価格の影響を及ぼす条件をプライス条件として抽出する。
- ・ユニットプライス型積算方式では、現行の積み上げ積算方式が持つ変動係数と同程 度となるまで分析を実施して、現行の積み上げ積算方式と同程度の精度の確保に努 めている。
- ・このように、プライス条件の括りの大きさは、データの分布形に基づいて、事後的に決 定されるものであり、単純に大括り化しているものではない。
- ・なお、データが不足したり、収斂しないものについては、ユニットプライスを設定せず、 見積もりや積み上げ積算により補足する。

5. ユニットプライス型積算方式における契約

a. 総価契約単価合意方式について

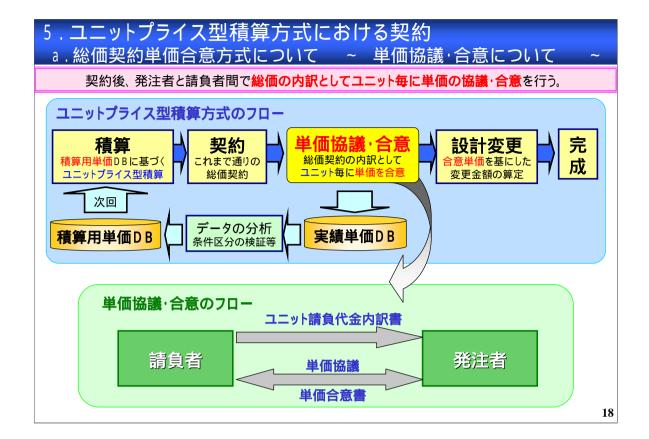
総価で契約後、工事を工種(ユニット区分)単位に分け、発注者と受注者の間で各ユニット区分ごとに単価を合意する。(総価契約単価合意方式)



【ポイント】

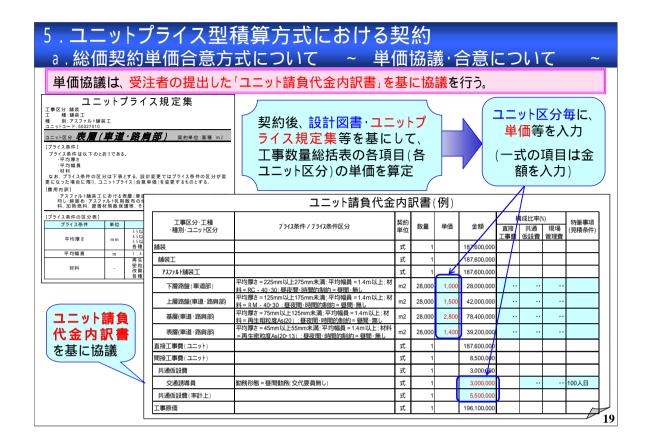
〇ユニットプライス型積算方式において必須である、総価契約単価合意方式について 理解

- ・ユニットプライス型積算方式においても総価で契約を行うが、価格の影響要因を網羅することでより実勢価格としての妥当性を有している内訳データを把握するため、プライス条件毎に契約後、単価合意を行う総価契約単価合意方式が必要となる。
- ・そのため、平成13年度から一部の工事で総価契約単価合意方式を試行してきたところである。
- ・仕組みとしては、総価で契約した後に、その総価の内訳として単価合意を行うが、その際、発注者が積算に用いたユニットプライスを上回っても、当該契約における実例の価格であるため問題はない。
- ・ただし、受注者の提示単価が発注者の積算に用いた各ユニットプライスに対し一定幅 程度以上乖離している場合には、その理由を把握した上で、単価合意することになる。
- ・なお、発注者は予定価格の事前公表を認めていない会計法令に基づき、ユニットプライスを公開しない方針であり、単価協議においても受注者にユニットプライスは提示しない。



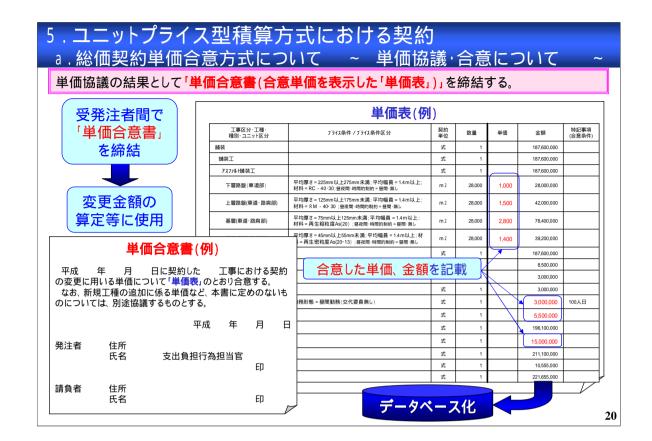
ユニットプライス型積算方式において必須である、総価契約単価合意方式の手続き の流れを理解

- ・具体的な手続きの流れとしては、これまでどおり総価で契約を行い、請負者は契約後30日以内(当面の措置)にユニット請負代金内訳書を提出する。
- ・次に、提出されたユニット請負代金内訳書を基に単価協議を実施し、合意に至った場合には、単価合意書を受発注者間で締結する。
- ・なお、協議開始から14日以内に単価協議が整わない場合には発注者が定めて通知 することになる。
- ·なお、合意した単価は、蓄積·分析した上で、次回以降の積算に使用されるユニットプ ライスが設定されることになる。
- ・設計変更後に合意した単価(新規工種等)についても同様の手続きにより、次回以降の の積算に使用していくことになる。



総価契約単価合意方式の単価協議に使用するユニット請負代金内訳書がどの様なものなのかを理解

- ・各ユニット区分の名称、プライス条件が記載されている様式を、積算システムにより 打ち出し、これを請負者に渡して必要事項を記入して頂く。
- ・記入して頂〈内容としては、請負者が入札時に想定している(実際に施工できる)各単価、その構成比率(直接工事費、共通仮設費、現場管理費)となる。



総価契約単価合意方式の単価合意書がどの様なものかを理解

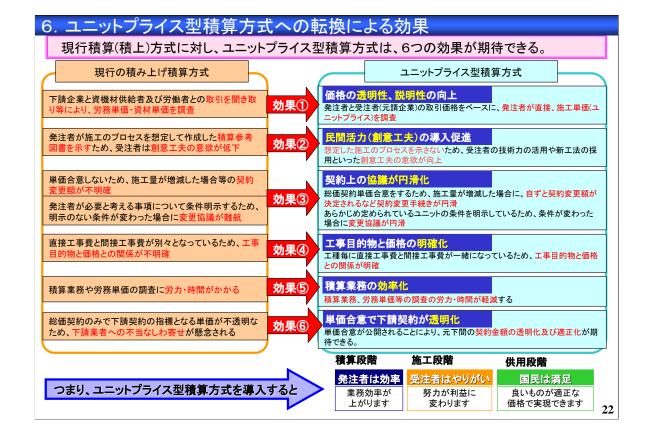
- ・単価合意書は金銭に係わる内容であるため、請負者と発注者(支出負担行為担当官)の間で締結する。
- ・記載される内容は、各ユニット区分、プライス条件、単位、数量、合意単価となる。

5.ユニットプライス型積算方式における契約 b.設計変更について ユニットプライス型積算方式では、明示している各ユニットの数量やプライス条件が変更となった場合、 及びユニットが新たに追加される場合等において、以下の方法で設計変更が行われる。 -1 施工数量が現地の取合等の都合で増減するユニットの単価 単位 数量 単価 工事区分・工種・種別・ユニット区分 プライス条件 平均幅員2.5m以上4.0m未満 m3 500 450 合意単価を適用 施丁数量:500m3 工事区分・工種・種別・ユニット区分 プライス条件 単位 数量 単価 合意単価 = 発注者と受注者が単価協議で合意した単価 平均幅員2.5m以上4.0m未満 m3 550 450 -2 施工数量が上記以外の理由で増加するユニットの単価 単位 数量 単価 工事区分・工種・種別・ユニット区分 プライス条件 平均厚50mm以上60mm未満 m2 500 1.150 当初数量分 = 当初合意単価を適用 × × × × 総施丁数量:500m2 00m2に変更 增加数量分 工事区分・工種・種別・ユニット区分 = 当初積算と同様の手法で新たな官積算単価×落札率を適用 プライス条件 単位 数量 平均厚50mm以上60mm未満 $\times \times \times \times$ m2 500 1,150 官積算単価 = 発注者が積算する単価 区均原50mm以 F60mm丰港 m2 2,000 1,100 プライス条件が変更するユニットの単価 プライス条件 単位 工事区分・工種・種別・ユニット区分 数量 単価 m3 100 310 变更単価 = 当初合意単価 - (当初官積算単価×落札率) 単位 数量 工事区分・工種・種別・コニット区分 プライス条件 単価 + (新条件官積算単価×落札率) m3 100 320 新規追加されるユニットの単価 工事区分・工種・種別・コニット区分 プライス条件 単位 数量 単価 既存ユニットA m3 100 320 新規工種の官積算単価×落札率 新規追加ユニ 既存ユニットB 平均幅員2.5m以上4.0m未満 m3 450 550 变更契約実施 単価協議実施 (変更後の総価を算出後、増額または減額の金額を算出し、変更手続き実施 21

【ポイント】

設計変更の場合の変更増減額の積算ルールを理解

- ・ユニットプライス型積算方式では、落札率が反映された結果である合意単価を基本に設 計変更を行う。
- ・現地の取り合い等で、施工数量が増減した場合は、落札率が反映されている合意単価 をそのまま使用し、数量のみを変更する。
- ・工事の途中において、新たな工事区間の施工を先行指示した場合は、指示した月のユニットプライスに落札率を考慮して行う。
- ·現場条件等の変化があった場合で、新たな施工条件に適合するプライス条件区分の単 価に変更する場合は、当初の合意単価をベースに、条件区分の変更に伴う差額を考慮 する。
- · 具体的には、当初のプライス条件区分での合意単価から、当初の官積算単価に落札率 を考慮した額を減算し、新条件の官積算単価に落札率を考慮した額を加算して計上す る方法をとる。
- ·言い換えると、当初の合意単価に、官積算での単価差に落札率を考慮した額を加算する方法である。
- ・新工種が発生した場合には、各項目毎に官積算単価に落札率を考慮して積算を行う。
- ·なお、変更契約は変更増減額の総価で行い、変更契約後に変更となったユニット区分の のみ改めて単価協議・合意を行うことになる。

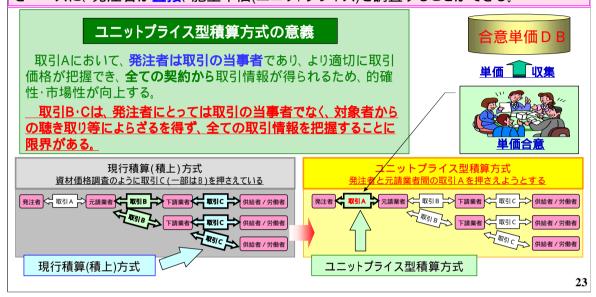


- ○ユニットプライス型積算方式への転換による効果を理解
- ○受発注者双方にメリットがある旨を理解

- ・主な効果としては、以下の6つが挙げられる。
- 一つ目としては、発注者が契約の当事者であり、発注者と元請業者との合意単価を ベースにユニットプライスを直接的に調査することから、価格の透明性・説明性が向 上する。
- ・二つ目としては、発注者は積算に当たり想定した施工のプロセスを示さないため、受 注者の技術力の活用や新工法の採用といった創意工夫の意欲が向上する。
- ・三つ目としては、総価契約単価合意方式になることから、施工数量が増減した場合に、 自ずと契約変更額が決定する。また、あらかじめユニットに含まれる内容や適用の条 件を明示するため、条件が変わった場合に変更協議が円滑となる。
- ・四つ目としては、工種ごとに直接工事費とそれに連動する間接工事費が一緒になっているため、工事目的物と価格の関係が明確になり、工事のコスト管理が容易となる 結果、計画的な事業執行が期待される。
- ・五つ目としては、多大な労力を要している積算業務や労務単価調査等の各種調査の 労力軽減される。
- ・六つ目としては、合意した単価が公開され元下間の指標となることから、下請業者への不当なしわ寄せの防止が期待される。

6.ユニットプライス型積算方式への転換による効果 a.導入効果:積算価格の的確性·市場性の向上

従来、下請企業と資機材供給者及び労働者との取引を<mark>聞き取り等</mark>により、労務単価・資材 単価を調査していたが、ユニットプライス方式では、発注者と受注者(元請企業)の取引価格 をベースに、発注者が**直接**、施工単価(ユニットプライス)を調査することができる。



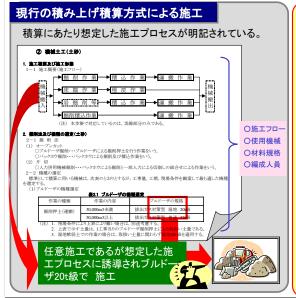
【ポイント】

導入効果(積算価格の的確性・市場性が向上)を理解

- ・現行の積み上げ積算方式では、取引Cの様な資材価格調査等や取引Bの様な市場 単価を調査して、これを基に標準的な単価を設定し積上げる方式となっている。
- ・しかし、発注者は取引B・取引Cの契約の当事者でないため、聞き取り等による調査 に頼らざるを得ず、その価格の信頼性等には自ずと限界があると指摘されている。
- ・一方、ユニットプライス型積算方式では、発注者は取引の当事者であることから、直接的に取引情報を把握することが可能であり、自動的に単価を収集できる。
- ・このように、ユニットプライス型積算方式への転換により、積算価格の的確性・市場性 が向上する。

6. ユニットプライス型積算方式への転換による効果 b. 導入効果②:請負者の有する技術力の活用促進

ユニットプライス型積算方式は、工法・材料等の選択に自由度があり、民間の持つ有用な技術の活用が期待される積算方式である。





【ポイント】

○導入効果(受注者の有する技術力の活用促進)を理解

- ・現在の公共工事の発注は、ほとんどが仕様規定発注方式で行われているが、民間の技術力や新技術の活用等、技術力競争を重視した入札契約方式の導入が図られている。
- ・その一環として、積算に当たり想定する施工のプロセスを示さない性能規定発注方式の 導入も進めているところである。
- ・ユニットプライス型積算方式は、発注者は積算に当たり想定した施工のプロセスを示さないため、受注者の技術力の活用や新工法の採用といった創意工夫の意欲が向上する。
- ・現在の仕様規定発注では、工事目的物の形状、材料規格、施工法等を細かく規定し、その通りに施工することを受注者に求めており、規定していない任意の部分についても、土木工事標準積算基準書等に施工プロセスが記載されているため、この通りに施工される場合が多い。
- ・性能規定発注方式に転換した場合には、施工法等を規定していないため、必要な性能を 満足すれば工事目的物の形状、使用材料等の一切を受注者の技術力に基づいた適切な 施工方法を実施することが可能となる。
- ・このため、受注者の技術力の活用や新技術の採用が図られ、長期的にみるとコストの低 減に寄与することになる。
- ・ただし、性能規定発注方式の適用に当たっては、ユニットプライス型積算方式の導入だけではなく、今後、求める性能の決定や性能を満足していることの確認技術の確立が必要である。

6. ユニットプライス型積算方式への転換による効果 c. 導入効果③:契約上の協議の円滑化

適用ユニットの条件を明示することにより、契約の前提となる条件が変更となった場合は、契約変更の内容が明確となり契約上の双務性が高まる。

ユニットプライス規定集				単価合意書の「単価表」							
工事区分:舗装 種:舗装工		変更となる条	I.	事区分・工種・種別・ユニット区分	プライス条件/プライス条件区分	契約単位	数量	合意単価	金額	特温等	
- 性:舗装工 1 別:アスファルト舗 1 ニットコード:50227010		件の明示	舗								
	(車道・路肩	多数型位:m2(面積)		アスファル舗装工							
プライス条件】		Action 1 (Transport (1991 (NV)	I	下層路盤(車道部)	享达区分225mm以上275mm未满。	m ²	1,260	930	1,171,800		
プライス条件は以下のと ・平均厚さ	とおりである。	ユニットに含まれて		上層路盤(車道・路肩部)	厚さ区分125mm以上175mm未满、・	m ²	1,260	1,330	1,675,800		
• 平均幅員		いる費用の明示	L	基層(車道・路肩部)	厚さ区分45mm以上55mm未满、・・・	m²	1,260	1,600	2,016,000		
材料さお プライス条件の区	分け下表とする 設計変	更ではプラース条件の区分が変	L	表層(車道・路肩部)	厚さ区分45mm以上55mm未満、・・・	m²	1,260	2,000	2,520,000		
になった場合に限り、ニ	ユニットプライス(合意単値		[<u>×</u> 連線工							
門内訳】	= 1- 1-11	a series with the series of th	╙	区画線工							
敷均し・締固め・アス	スファルト乳剤散布の他、	ぶな路肩部)のアスファルト合材 砂の散布、舗装用器具、型枠材 Eに要する全ての費用を含む。	L	溶虹区画線	規格仕様区分15cm、・・・	m	100	300	30,000		
ライス条件の区分表】	PETALON PROPERTY CONTRACTOR	LIGAT DE COMMETOS	L								
プライス条件		区 分	1		E者双方におけ						
平均厚さ	①35mm以上45mm未満 ②45mm以上55mm未満 ③55mm以上65mm未満 ④各種			られるように、各ユニットのプライス条件や費用内 訳を定義しておくことで、設計変更が円滑になる。							
平均幅員	①1.4m未満 ②1.4	4m以上	ı		えば、ユニットプ・						
材料	①再生密粒度As(20 ②密粒度As(20·13) ③改質As密粒Ⅱ型(2 ④各種	·			契約図書に位置						

【ポイント】

○導入効果(契約上の双務性が向上、設計変更協議の円滑化)を理解

- ・ユニットプライス型積算方式では、あらかじめユニットの費用内訳やプライス条件等を ユニットプライス規定集で明らかにする。
- ・また、価格変動の影響要因でもあるプライス条件を工事数量総括表等で明示しているため、契約に際し、発注者と受注者間において、当初単価の条件について共通認識の下で契約を行うことが出来る。
- ・なお、契約の前提となるこれらの条件が変更になった場合には、プライス条件を変更 し、単価の変更を行う。
- ・この様に、当初単価の条件が明確になり、かつ、設計変更のルールについても明確になったため、設計変更協議の円滑化が図られる。
- ・また、ここには示していないが、積算方式の転換に伴い、これまでの積上げ積算で課題であった、「一時中止における増加費用の扱い」「交通誘導員の変更の扱い」等の運用基準を、これまでの積算基準書にかわって使用することになるユニットプライス型積算基準(試行用)に盛り込んで、設計変更のルールを明確にした。

6. ユニットプライス型積算方式への転換による効果 d. 導入効果 : 工事目的物と価格との関係の明確化 合意単価は、丁種毎に直接丁事費と間接丁事費が一緒になっているため、丁事目的 物と価格の関係が明確になる。 ユニットプライス合意内訳書 合意単価×出来形数量=出来高 工事区分工種種別工外区分プラス条件グラス条件区分 類的 数量 合意単面 金額 信意響 織裝 舗装工 アスファルド舗装工 下層路線(車第8) 厚色区分225mm以上275mm未满 · m² 1,260 1.171.80 上層2組(車道2路高部) 厚区分125mm以上75mm未満 · m² 1,260 1.330 1,675,800 基層(車道 路岸部) 厚近区分45mm以上55mm未満 · · m² 1,260 1.600 2016000 2,000 厚达区分45mm以上55mm未满 ·· 2520,000 表層、車首・路管部 m² 1,260 **X画線**T ・途中変更があった場合でも発注者、受注者 XIERRET ともコスト管理が容易になり、計画的な執行 100 300 30000 溶析化面線 規省H模区分15cm・ m が可能。 直接工事費ユニット区分 直接工事費分 ・出来高が明確化することで、部分払を行う 合意単価 間接工事費分 場合、金額の算定・決定が明確になる。 共通仮設費 必要な間接工事費を含んだ単価 現場管理費 26

【ポイント】

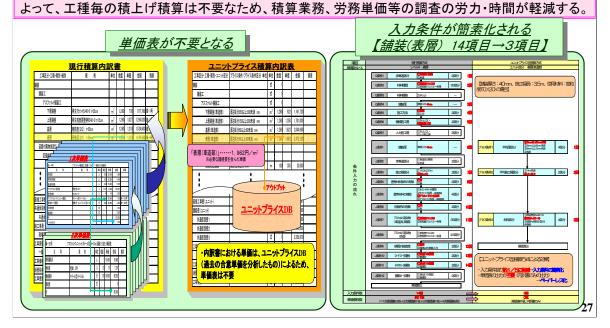
導入効果(工事目的物と価格との関係の明確化)を理解

- ・直接工事費とそれに連動する間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)を合わせた ものとなっていることから、合意単価に数量を乗じるだけで出来高が把握可能であり 工事と価格との関係が明確になり、工事のコスト管理が容易となる結果、発注者及び 受注者双方にとって計画的な業務執行が図られることが期待される。
- ・また、出来高が明確になることから、一部の直轄工事で試行している出来高部分払い にも容易に対応することが出来るようになり、諸外国では当たり前に実施している「出 来高に応じた部分払い」という世界標準に対応可能となる。
- ・さらに、工事目的物と価格の関係が明確になることにより、第3者にとっても分かり易いものとなる。

6. ユニットプライス型積算方式への転換による効果

e. 導入効果⑤:積算業務の効率化

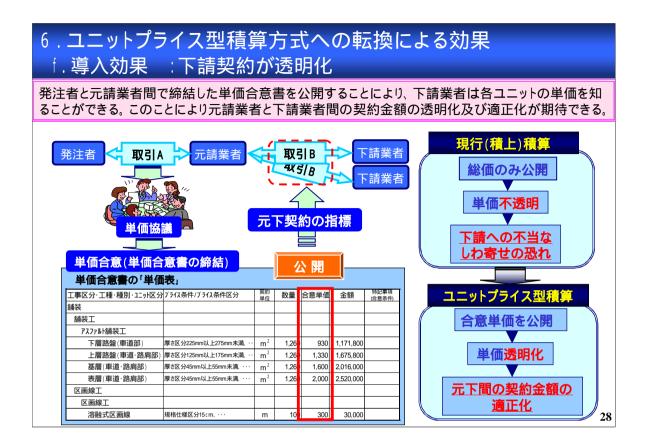
現行の積み上げ積算方式では、標準的な工法や施工プロセス等を想定し、別途調査した機労材単価を用いて積算を行っているが、ユニットプライス型積算方式では、合意単価により積算を行う。



【ポイント】

○導入効果(積算業務の効率化)を理解

- ・現行の積み上げ積算方式では、下位の単価表から積み上げていく必要があり、設計 内訳書に下位の単価表がぶら下がる形となっており、多大な労力を要して積算を実 施している。
- ・一方、ユニットプライス型積算方式では、データベースから当該設計書のプライス条件に見合ったユニットプライスを選定するだけであり、単価表を作成する必要がなくなる。
- ・また、資材価格調査、労務費調査等の膨大な労力、時間を掛けて行っている調査が 積算のためには不要となり、積算に用いる以外の各調査の目的に応じた調査頻度、 規模に縮小することが可能となる。
- これらにより、積算業務全体に係わる業務の効率化が図られる。

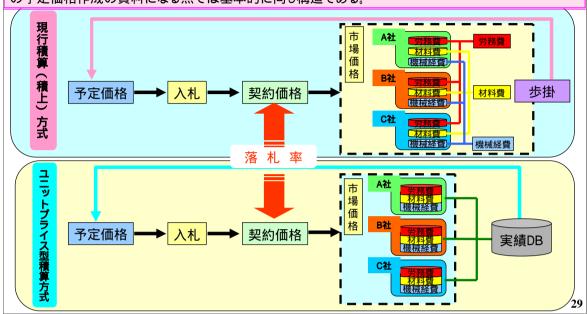


導入効果(下請契約が透明化)を理解

- ・総価契約した後、総価の内訳であるユニット毎に発注者と元請業者の間で単価協議、 合意を行う。(総価契約単価合意方式)
- ・この合意した単価を公開することにより、元請業者と下請業者の契約協議(価格交渉など)において、指標となることが期待される。(単価の透明化)
- ・このため、元請業者から下請業者への不当なしわ寄せの防止が期待され、元下間の 契約金額の適正化に寄与できるものと考えられる。

7.適切なユニットプライス設定 a.予定価格の算出について基本的な構造を踏襲

現行の積み上げ積算方式においてもユニットプライス型積算方式においても、契約に基づいて施工された取引実績をベースに予定価格を算出するという点で、合計の求め方が違うだけで、契約価格が次の予定価格作成の資料になる点では基本的に同じ構造である。

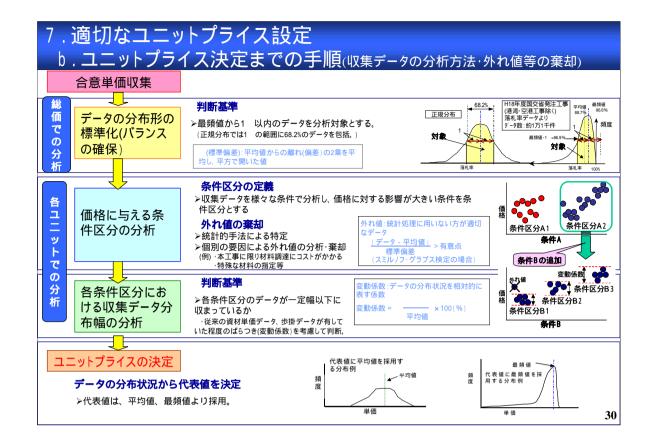


【ポイント】

現行の積み上げ積算方式とユニットプライス型積算方式は、合計の求め方が違うだけで、契約価格が次の予定価格作成の資料になる点では基本的に同じ構造であることを理解

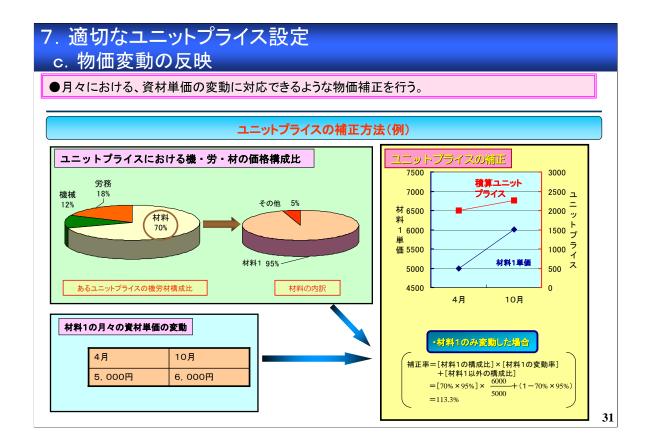
【解説】

・ユニットプライス型積算方式は、調査対象を発注者と受注者の間の取引に変え、単価の最低単位を材料などのレベルから、施工単価のレベルに変更しただけである。よって、従来の予定価格作成の仕組み自体を変える必要はなく、予定価格の作成の構造は基本的に同様とした。



ユニットプライス決定までの手順を理解

- ・同一の工事を複数の者が施工する場合、その費用と頻度の分布形は、最頻値を中心 に高い側にも安い側にも対称形を示しながら減少すると推測される。
- ・しかし、我が国の公共事業の費用は予定価格によって上限が拘束されているため、予定価格以上の費用が発生せず、その結果、費用と頻度の分布形は歪んだものとなる。
- ·予定価格は取引実例を基にした標準的なものとする必要があることから、データのバランスを確保する必要がある。
- ・代表値より高い側のデータの幅(概ね1 (標準偏差)以内)とバランスをとるため、国 土交通省のデータの実績分布を基に、代表値から安い側のデータは1 (標準偏差) 以内を分析対象とした。
- ·次に、ユニット単位に収集したデータを現行の積み上げ積算方式の積算条件を参考 に分析し、価格に影響を及ぼしている条件については、プライス条件として設定する。
- ・なお、分析の際にも、ある一定のまとまりから外れているデータについて、外れている 原因を特定した上で、外れ値として棄却を行っている。
- ・また、最終的にはデータの分布幅が、資材単価、歩掛等のバラツキにより現行の積み 上げ積算方式が有しているバラツキ程度になるまで、条件設定を行っている。
- ・ユニットプライスの設定については、上記の処理を行ったデータの分布状況から、現 行の積み上げ積算方式と同様に平均値等により決定することになる。



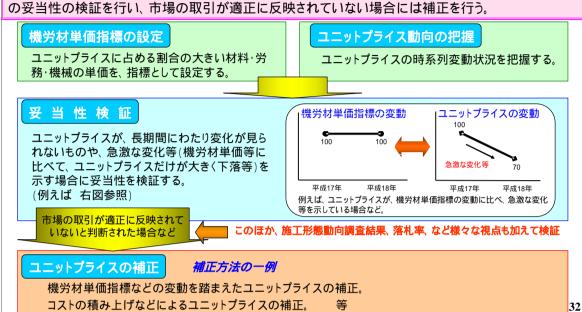
○ユニットプライス積算方式における物価補正について理解

- ・現行の積み上げ積算方式では、1ヶ月に一度更新される最新の物価を用いることで、 物価変動を予定価格に反映させている。
- ・一方、ユニットプライス型積算方式では、実績データの分析作業などを考慮すると、 ユニットプライスの更新を毎月行うことは困難である。
- ・このため、物価変動状況を現行と同程度の頻度でユニットプライスに反映させるために、主要材料の物価変動によるユニットプライスの補正を行い、物価変動を予定価格に適切に反映する。

7. 適切なユニットプライス設定

d.ユニットプライスの妥当性を監視・検証し、必要に応じ補正

ユニットプライスの動向を監視し、長期間にわたり変化が見られないものや、急激な変化等(機労材単価等に比べて、ユニットプライスだけが大き〈下落等)を示すものが現れた場合には、ユニットプライスの妥当性の検証を行い、市場の取引が適正に反映されていない場合には補正を行う。



【ポイント】

ユニットプライスの妥当性を監視・検証し、必要に応じ補正することを理解

- ・適切なユニットプライスの設定については、統計的な手法による設定のみならず社会 的、技術的な観点からの価格監視や妥当性の検証を行うことが重要である。
- ・具体的には、ユニットプライスが長期間にわたり変化が見られない場合や、機労 材 の単価指標の変動に比べて、ユニットプライスだけが急激な変動を示す場合 には、 別途、施工形態動向調査の結果から、ユニットプライスの妥当性の検証を 行う。
- ·その結果、市場の取引が適正に反映されていない場合には、補正を行うこととし た。



施工の実態を把握してユニットプライスの妥当性を監視・検証することを理解

- ・ユニットプライス型積算方式への移行に伴い、これまで、積算に用いる単価設定のた めに実施していた歩掛調査はその必要性がなくなる。
- ・しかしながら、 積算制度を管理する発注者にとって、ユニットプライスの妥当性を確保する観点から施工方法の変化や使用材料の変化を把握する必要があり、これまで施工形態の動向を把握するうえで発注者にとって重要なツールでもあった歩掛調査の一部機能を施工形態動向調査として継続することとした。
- ・また、施工形態動向調査の結果を基に、有効なコスト管理手法を持たない企業のコスト管理のサポートや、企業における技術開発の促進に資するべく標準的な施工形態を指標として公表する。
- ·なお、指標については、現在の約1,000工種から代表的な約200ユニットとし、機 - 械損料についても現在の約4,000機種から代表的な約100機種程度を考えている。

8. ユニットプライス型積算方式の試行について

a. 試行の目的

新しい積算方式の導入であり、また「単価合意 データ収集 分析等」という新たな流れを導入することとなるため、「制度の浸透」と「本運用に向けた確認」を試行を通して行っていく。

1.制度の浸透

制度の周知手続の周知

2.本運用に向けた確認

机上検討では想定出来ていないケースがあり、仕組みが想定通り機能しないことが考えられる ため、試行を通して課題を抽出・修正する。

条件明示内容及び方法の検証 補正方法の検証 プライスの更新手法の確認 妥当性検証方法の確認 単価合意及び契約変更方法の確認 積算手順の確認

34

【ポイント】

試行の目的を理解

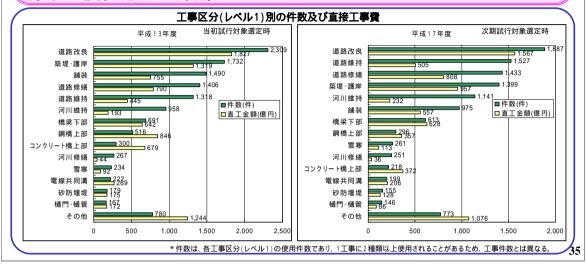
- ・試行の目的としては、新しい積算方式の導入であることから、この方式に慣れて もら うのが第一の目的となる。
- ・二つ目としては、単価合意からデータ収集、分析までの流れが効率的にうま〈機 能 するか、制度の仕組み全体の確認や必要に応じて見直すために行うものであ る。

8. ユニットプライス型積算方式の試行について

b. 試行対象工事区分の選定理由

効果の観点から、件数が多い上位3工事区分(全体の約半数)を、当面の試行の対象とした。 次の試行対象として、件数が多く、先行工事区分と関連の多い道路維持、道路修繕、河川維持、 および河川修繕を選定し、H19年度よりユニット化検討開始。

その他の工事区分への拡大についても、試行の状況を踏まえ、慎重にユニットプライス型積算方式への移行を進めていく予定。



【ポイント】

試行の対象工事区分の選定の趣旨を理解

【解説】

- ·効率、効果の観点から、件数の多い上位3工事区分を当初の試行対象として選定した。
- ·その試行結果を受けて、次の試行対象として件数が多く、先行工事区分と関連の多い道路維持、道路修繕、河川維持、および河川修繕を選定した。
- ・先行して準備の整った舗装工事については、H16年度は各地整1件を目安に試行を開始、H17年度は制度の浸透とユニットプライス型積算方式の習熟の観点から、各事務所1件を目安に試行を実施、H18年度からは全工事で試行実施(全面試行)。

(試行件数 H16年度:8件、H17年度:40件、H18年度:282件)

・道路改良工、築堤・護岸工については、当面各地整1件を目安にH17年度末より試 行を開始、H19年度からは全工事で試行実施。

(試行件数 H17年度:道路改良2件、築堤·護岸4件、H18年度:道路改良9件、築堤·護岸9件)

・道路維持、道路修繕、河川維持、および河川修繕については、平成20年度からの試 行開始を目指して、19年度より試行準備中。